

発議第 8 号

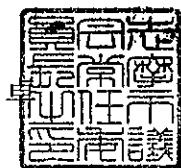
「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び志摩市議会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月22日提出

志摩市議会議長 濱 口 三 代 和 様

提出者 志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長 濱 口



令和3年 9月22日 可 決

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充」 を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減や失業による生活困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えました。政府は、大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設し、必要な手立てを講じてはいるものの、文科省の調査によると、2020年度における大学等の中途退学者・休学者数のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と判明している学生の数は6,651人にもなります。

また、政府が「子供の貧困対策大綱」に基づいて効果的な施策をすすめたことで改善がみられるものの、厚生労働省の「国民生活基礎調査(2019)」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。

家庭の経済格差が子どもの学力格差・教育格差を生むことのないように、子どもたちの就学を支援するため、今後も就学援助事業・奨学金事業等を推進する必要があります。近年、保護者の経済的な貧困や生活経験の弱さが子どもの育ちに大きく影響しています。これらの影響が子どもの自己肯定感や学習意欲の低下、家庭での学習習慣の未定着として現れており、重要な教育課題になっています。貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援はきわめて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

よって、本市議会は、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月 日

志摩市議会議長 濱口 三代和

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 菅 義偉 様
総務大臣 武田 良太 様
財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 萩生田 光一 様